

# 令和4年度（令和3年分）税申告相談のお知らせ

- 申告相談会場：役場2階 スダチ（201）
- 申告相談期間：令和4年2月14日（月）～ 3月15日（火）  
午前9時～午後4時まで

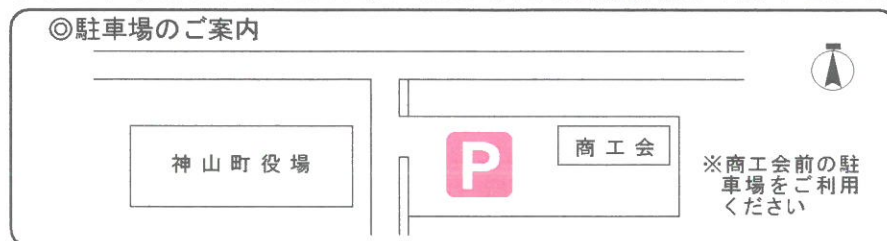
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、申告相談会場の混雑を避けるために、営業や農業の収支および医療費控除の明細書などは事前に作成のうえお越しいただきますようお願いいたします。

また、会場でのマスク着用および、発熱や体調不良のある方におかれましては、来場を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

地区	相談日	該当地区
上分	2月14日（月）	石本・名・中峯・西久地・名ヶ平・一字夫・立岩・川又・門屋・西ノ名
	2月15日（火）	江田・金泉・中津・大中尾・本根川・奥屋敷・府殿・大影・殿宮・坂丸・柿道・江島・入手・入口
広野	2月16日（水）	南養瀬・北養瀬・馬地・地野々・橘谷・櫛野・大地・名田河・雨返・河口・広野
	2月17日（木）	南馬喰草・臼嶽・方子・南行者野・二本木・長谷・齒ノ辻・高瀬
	2月18日（金）	下地・北馬喰草・北倉目・南倉目・折木・杉次郎・中峯・峯長瀬・田ノ窪・五反地・長瀬・須賀・持部・駒坂
阿川	2月21日（月）	井ノ谷・福原・本名・船底・黒木・神木・代次・二ノ宮・地ノ平・広石・石堂
	2月22日（火）	松尾・日浦・上河内・宇度木・久保ノ内・府中・宮分・屋那瀬・川平・長代
鬼籠野	2月24日（木）	猪ノ頭・一ノ坂・坂瀬川・日浦
	2月25日（金）	喜来・黒河・川東・東分・中分・西分
	2月28日（月）	阿保坂・小原・中津川・中内・元山
下分	3月 1日（火）	地野・京地・松ノ本・栗生野・東稻原・矢ノ内・南山・東中稻原・西中稻原・箱石・花ノ木・西稻原
	3月 2日（水）	大亀石・左右山・東寺・中寺・西寺・下出張・中出張・上出張・今井・下大草・上大草・美登里
	3月 3日（木）	安吉・三ツ木・中内・竹平・千里西部・櫻谷・宇井・中喜来・下喜来・焼山・長野・蔭・中谷・名本
神領	3月 4日（金）	日浦・影・高浜・本野間・筏津・大埜地
	3月 7日（月）	石堂・谷・長倉・寄井西・寄井中・寄井東・東寄井
	3月 8日（火）	中津・大久保・西上角・南上角・本上角・北上角
	3月 9日（水）	西地・南谷・北傍地・奥谷・板挟・小野東・小野西
左右内	3月10日（木）	左右内地区全域

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、会場または日程等を変更する場合があります。

※ 特定の日に来場者が多くなり、待ち時間が長くなることを避けるため、指定日を設けておりますが、指定日に来られない方は申告相談期間内の別の日にお越しください。



⇒ 裏面もご覧ください。



## ◎ 申告の必要な方

- ① 令和4年1月1日現在、神山町に住所のある方または住んでいる方で、令和3年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日）に所得があった方。
- ② 給与所得者で次に該当される方。  
※ 2箇所以上から給与の支払を受けている方。  
※ 給与所得以外に農業・不動産・営業・年金・一時所得などの所得があった方。
- ③ 所得がない方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料や各種手当の算定のため、関係のある方は必ず申告してください。  
《注》申告がない場合、扶養控除などの各種控除の確認ができないため、税や保険料が高くなったり、所得証明などの証明書が発行できないことがあります。
- ④ 上場株式等の特定配当所得及び特定株式等譲渡所得で所得税と異なる課税方式を選択される方（所得税の申告については、別途アスティとくしま等でお願います。）

## ◎ 町への申告が不要な方

- ① 税務署に確定申告書を提出される方および、e-Taxで電子申告をされる方。（上記④を除く）
- ② 1箇所からの給与の支払のみで、勤務先から神山町へ給与支払報告書の提出があった方。
- ③ 公的年金の収入のみで他に収入がない方。（ただし、公的年金の源泉徴収票に記載されている控除対象配偶者や扶養親族の数が異なっている方および、障害年金や遺族年金を受給されている方は申告が必要です。）

## ◎ 申告に必要なもの（必要な書類を確認し、必ず持ってきてください。）

- ① 申告相談のご案内ハガキ（後日郵送します）
- ② 印鑑（認印で可）
- ③ 給与や公的年金の源泉徴収票の原本（必ず持ってきてください。）
- ④ 事業所得（農業・営業など）の計算に関係のある帳簿、領収書、収支内訳書など（平成26年1月から事業所得、農業所得、不動産所得、山林所得がある全ての方に記帳と帳簿書類の保存が5年または7年必要となっています。）
- ⑤ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の領収書 または 納付証明書  
国民年金保険料控除証明書
- ⑥ 生命保険料控除証明書・個人年金保険料支払証明書
- ⑦ 地震保険料控除証明書・平成18年までに締結した長期損害保険の控除証明書
- ⑧ 障害者手帳・療育手帳など
- ⑨ 医療費通知（確定申告用自己負担額記載があるもの）・保険金の受領がある場合その金額がわかる書類・医療費などの領収書（個人ごと、病院ごとに分類し、必ず計算しておいてください。ただし、医療費通知に記載されている医療費については計算は不要です。）
- ⑩ 前回、確定申告された方で利用者識別番号を取得した方はその通知
- ⑪ マイナンバーカードまたは通知カード等（マイナンバーを確認する書類）（申告を行う方の分と扶養になる全ての方のマイナンバーが必要です。）
- ⑫ 運転免許証等の顔写真付身分証明書、顔写真付が無ければ健康保険証、年金手帳等の書類

## ◎ お願い

次の方は【アスティとくしま】で確定申告をお願いします。

- ・青色申告の方
- ・株式、配当所得、譲渡所得（土地等卖了場合）等がある方
- ・準確定申告（死亡者の確定申告）
- ・住宅借入金等特別税額控除のある方
- ・過年分（令和2年分以前のもの）
- ・個人事業税のある方
- ・消費税の申告

アスティとくしま 徳島市山城町東浜傍示1-1

申告期間：令和4年2月16日(水)～令和4年3月15日(火)午前9時～午後4時まで  
閉庁日対応：令和4年2月20日(日)、令和4年2月27日(日)